



医薬品医療機器等法 実施規程

SGS ジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 134
横浜ビジネスパーク ノース 3F

※ 本実施手順は、医薬品医療機器等法及び関連通知の発出により変更される可能性があります。

目次

0.0	目的	1
1.0	基準適合性認証業務の実施手順	1
1.1	認証申請審査に係わる手順の概要	1
1.2	審査の標準的事務処理期間	2
1.3	審査業務を適正に行うための事業計画の立案	2
2.0	基準適合性認証に関する料金	2
3.0	基準適合性認証の一部変更又は取り消し	4
4.0	内部監査の実施方法	4
5.0	基準適合性認証の業務の範囲に応じた審査員の資格要件	5
5.1	審査員の資格要件	5
5.2	審査員の資格認定の判断基準	5
5.3	審査員の資格要件の詳細	6
5.3.1	審査員の就業制限	6
5.3.2	学識及び業務経験の基本的要件	6
5.3.3	認証業務の区分ごとの要件	6
5.3.4	既存審査員の資格要件	14
5.4	審査員の登録方法	14
5.4.1	基準適合性評価	13
5.4.2	QMS 適合性調査	13
5.5	資格要件が妥当であるとされる根拠	18
6.0	審査員の選任及び解任に関する事項	18
6.1	審査員の選任及び解任の手順の概要、判断基準	18
6.2	審査員の人数の決定及び変更方法	19
7.0	審査員の能力の維持管理の方法	19
8.0	不服申し立て及び苦情処理の実施方法	20
9.0	基準適合性認証に関する記録の保管及び管理の実施方法	21
10.0	認証業務の範囲	21

付属書 1： 認証申請業務フロー

付属書 2： 認証の一部変更、取り消しフロー

0.0 目的

平成31年4月1日付け薬生機審発0401第1号「登録認証機関の登録申請等の取扱いについて」に基づき、SGS ジャパン株式会社 認証・ビジネスソリューションサービス（以下、「SGS」という）が行う「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という）における基準適合性認証業務について規定する。

1.0 基準適合性認証業務の実施手順

1.1 認証申請審査に係わる手順の概要

指定高度管理医療機器、指定管理医療機器、指定体外診断用医薬品の製造販売認証申請、製造販売認証事項一部変更認証申請、承認品目の認証への移行申請(以下、認証申請という)を希望する製造販売業者等(以下、組織という)は SGS 所定の見積依頼書に必要事項を記入の上、SGS に認証評価の申込みを行い、見積りを依頼する。

SGS は、組織からの申込みに基づき見積りを発行し、審査日を確定して契約を成立する。組織から申請書を受領し、基準適合性評価及び QMS 適合性調査を実施する。審査終了後、審査書類に変更等が発生した場合は差換えを手配する。差換え完了後、テクニカルレビューを実施し、認証委員会において認証判定を行う。

認証判定後に認証書を発行し組織に送付する。基準適合証は原則認証書と同時に発行するが、組織の要請により認証書発行前に発行する場合がある。

認証取得後は、ISO/IEC 17021-1 に基づくサーベイランス調査及び医薬品医療機器等法に基づく5年毎の定期調査を実施する。

参照フロー：付属書 1. 認証申請業務フロー

組織は、軽微変更に該当する認証事項の一部変更（記載整備を含む）、承継届、及び認証整理を行う場合、所定の様式を SGS に届け出なければならない。

認証の再評価

組織は、認証を受けた製品について、認証に使用した基準の要求事項を継続的に満たすマネジメントシステムの能力に影響を与える可能性のある事項及び認証要求事項に適合する能力に影響を与える可能性のある事項があった場合、SGS に速やかに通知しなければならない。

例えば次の事例があるが、これに限定されるものではない。

- ・製品の設計又は仕様に重大な影響を与える変更があった場合

- ・製品が認証の基準に適合していない可能性を示す何らかの情報があつた場合
- ・組織の所有者、組織運営機構又は経営者の変更、もしくは組織の連絡先及び事業所の変更があつた場合
- ・SGSが認証した医療機器による重篤な不具合があつた場合
- ・その他、品質システムに重大な変更があつた場合

医療機器認証マネージャーは、組織から通知を受けた変更が再評価を必要とするものかどうか決定しなければならない。組織は、SGSから製品を出荷してよい旨通知があるまで当該変更を行った製品を出荷してはならない。また、再評価を実施する際は、その方法をあらかじめ組織に通知し、組織の承認を得なければならない。

参照手順書：基準適合性認証の実施手順 LP-04

1.2 審査の標準的事務処理期間

原則下記のとおりであるが、審査員のスケジュール等により変動する場合がある。

- ・申請受付から審査開始：2か月以内
- ・基準適合性評価：審査日数（標準審査工数による）＋照会の確認
- ・QMS適合性調査：審査日数（標準審査工数による）
- ・テクニカルレビュー：15営業日以内＋照会事項の確認
- ・認証書（基準適合証含む）発行：2営業日以内

1.3 審査業務を適正に行うための事業計画の立案

6.2項 審査員の人数の決定及び変更方法のとおり

2.0 基準適合性認証に関する料金

下記に示す審査工数はあくまでも標準的なものであり、組織の規模、認証申請品目の種類、認証取得状況等によって増減することができる。なお、実習審査員は設定された審査工数に含めてはならない。

標準審査工数(認証申請)

料金： 1人日(MD) ￥183,000

項目	日数
----	----

※1.本書に記載の日程及び料金はあくまでも目安です。

※2.日数は原則として IAF MD9 に基づいて算出します。

※土日祝日に審査を実施する場合は、1.5倍の料金を申し受けます。

製造販売認証申請

基準適合性評価	1.5～5.0 MD
QMS 適合性調査	
・ 書面調査のみの場合	0.5～1.5 MD

- ・現地調査を行う場合 ※2 参照

認証事項一部変更認証申請

基準適合性評価	0.5～5.0 MD
QMS 適合性調査(実施する場合)	
・書面調査のみの場合	0.5～1.5 MD
・現地調査を行う場合	※2 参照

認証事項軽微変更届、承継届 (内容により)

¥ 20,000～

軽微変更届及び承継届の場合、見積りは作成せず、実際のレビュー時間に基づいて請求する（2時間未満 ¥20,000 より。SGSにより定められた料金による。）。

記載整備

・1品目のみ	¥45,750
・1～5品目分の同時提出	¥91,500
・6～10品目分の同時提出	¥137,250
・11品目以上の同時提出	¥228,750

サーベイランス(維持審査)

・書面調査のみの場合	0.2～1.5 MD
・現地調査を行う場合	※2 参照

5年ごとの適合性調査

・書面調査のみの場合	0.5～1.5 MD
・現地調査を行う場合	※2 参照

承認品目の認証への移行

基準適合性評価	0.5～3.0MD
QMS 適合性調査(実施する場合)	
・書面調査のみの場合	0.5～1.5 MD
・現地調査を行う場合	※2 参照

基準適合証、追加的調査結果証明書等発行手数料

・基準適合証発行手数料	¥ 30,000
・追加的調査結果証明書発行手数料	¥ 30,000
・基準適合証書換え交付手数料	¥ 60,000

- ・ 基準適合証の再交付手数料 ￥60,000
- ・ 認証書の再交付手数料 ￥60,000

3.0 基準適合性認証の一部変更又は取り消し

SGS は、認証品目に対し、一部変更製造販売認証申請又は、サーベイランス、適合性調査等によって以下の事実が判明した場合、付属書 2 のフローに従って認証の取り消しを決定するか、又はその認証を与えた事項の一部についてその変更を組織に要求することができる。

- ・ 認証品目が基本要件基準及び/又は認証基準を満たさない場合、及び/又は厚生労働省告示 112 号のただし書きに該当する場合
- ・ 調査対象施設の品質システムに QMS 省令の要求事項に対する著しい不適合が認められ、その不適合事項に適時性をもって対応し是正する能力が欠落している場合
- ・ 市販後調査結果が製品の欠陥を示しているにも拘わらず適切な是正処置及び/又は予防処置が実施されていない場合
- ・ その他、法令・規制要求事項の違反があった場合
- ・ SGS が組織との一般条件等を解除した場合

いずれの場合においても、SGS は書面により組織に通知することにより、認証の一部変更を求める又は認証を取り消す権利を有する。ただし、この通知を受けた組織は不服申立ての通知を出すことができる。

取り消しの場合には SGS は審査料金の払い戻しは行わず、厚生労働省又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して通知をする。

4.0 内部監査の実施方法

内部監査は、少なくとも 1 年に 1 回、マネジメントレビューが開催される以前に、実施しなければならない。内部監査は、医療機器認証マネージャーが内部監査員の選任を審査部のマネージャーに依頼し、審査部のマネージャーは、認証業務担当者以外の、別途定められた内部監査員資格を保有する者を選任し認証業務の内部監査を実施する。

内部監査は、下記の事項を対象に含めて実施する。

- ・ 各規定、手順書の遵守状況
- ・ 審査員の資格及び教育訓練
- ・ 文書/記録類の管理

内部監査員は、オープニングミーティング、クロージングミーティングを開催し、手順書に詳述されている活動の実施について被監査者又は担当要員に意見を聞くか、観察しなければならない

い。監査中に特定された不適合事項は、内部監査報告書を用いて被監査者に通知されなければならない。

被監査者は、不適合事項の是正処置要求に対し、速やかに是正処置を実施し内部監査員に報告しなければならない。内部監査の指摘事項は90日を越えないクローズアウト期日を明示し、フォローアップされなければならない。

内部監査の結果は、医療機器認証マネージャーが上級経営責任者に文書で報告しなければならない。また、内部監査の結果はその後のマネジメントレビューの議題項目となる。

参照手順書：ワーキングインストラクション WI-07 内部監査

5.0 基準適合性認証の業務の範囲に応じた審査員の資格要件

5.1 審査員の資格要件

医療機器や体外診断用医薬品分野の認証業務を実施する審査員は、下記に定める要件を満足し、且つ有資格者による推薦を受けなければならない。

- ・ 審査員の就業制限
- ・ 学識及び業務経験の基本的要件
- ・ 認証業務の区分ごとの要件

各資格要件の詳細は5.3のとおり。

5.2 審査員の資格認定の判断基準

1. 基準適合性評価審査員

- ・ 審査員の就業制限を満たしていること。
- ・ 学識及び業務経験の基本的要件を満たしていること。
- ・ 認証業務の区分ごと実習を実施し、該当する製品区分の基準適合性評価実習において有資格者とほぼ同一の照会事項をあげることができること。
- ・ 有資格者から資格認定の推薦を受けること。
- ・ SGS Japan から資格認定されていること。

2. QMS 適合性調査員

- ・ 審査員の就業制限を満たしていること。
- ・ 学識及び業務経験の基本的要件を満たしていること。
- ・ 実習を実施し、品質マネジメントシステム実習において有資格者とほぼ同一の指摘事項をあげることができること。
- ・ 有資格者から資格認定の推薦を受けること。

- ・SGS から資格認定されていること。

審査員の資格認定及び登録方法は 5.4 のとおり

5.3 審査員の資格要件の詳細

5.3.1 審査員の就業制限

平成 31 年 4 月 1 日付け薬生機審発 0401 第 1 号「登録認証機関の登録申請等の取扱いについて」の第 4.3 に従い、審査員は、認証申請等のためのコンサルタント業務及び医療機器及び体外診断用医薬品の品質システムの立案、実施又は維持のための業務に関係した場合は 2 年間、認証申請のためのコンサルタント業務及び医療機器及び体外診断用医薬品の品質システムの立案、実施又は維持のための業務に関係した者からの認証申請の場合は 5 年間、当該審査員として選定はできない。

これには、過去の審査自体は含まれない。疑わしい場合は、審査員に対して問い合わせを行う。また、必要であれば、組織へ確認する。上記の情報は認証審査員資格確認用名簿にて管理され、スケジューラーは同名簿を確認し、上記に該当する審査員を選定しないようにする。

5.3.2 学識及び業務経験の基本的要件

- ・医学、薬学、歯学、自然科学、もしくは工学の大学等、またはそれ以上の工業専門大学で教育を修了した者、或いは業務経験を通して同等の知識と技能を有する者で、少なくとも 3 年間のフルタイムの実務経験があること。そのうち最低 2 年間は、評価の対象となる品目に直接関連した分野の職歴、或いは医療機器・体外診断用医薬品の開発、試験、評価、製造、品質保証、法規制関連業務等の適切な知識と経験があること。
- ・医薬品医療機器等法の適用に関する十分な知識・経験を有していること。又は教育訓練を受けていること。
- ・医療機器の品質、有効性及び安全性（リスク評価を含む）に関する基本的知識を有すること。
- ・組織名、職制（職位）と従事した期間、取扱製品、職務経歴等が具体的であること。
- ・SGS の認証業務プロセスの手法を理解していること。

5.3.3 認証業務の区分ごとの要件

医療機器及び体外診断用医薬品の範囲の記載区分及び QMS 調査に必要な資格要件について、下記のように規定を設ける。

1. 基準適合性評価

●指定管理医療機器

区分	特質的要件	
	JIS T0601-1 適用品目	JIS T0601-1 不適用品目
麻酔・呼吸用機器 歯科用機器 医用電気機器 施設用機器 眼科及び視覚用機器 再使用可能機器 単回使用機器 放射線及び画像診断機器	(1) 電気系の学識及び3年間のフルタイムでの実務経験があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。 (2) JIST0601-1、EMC、JIST0993-1、個別規格+通則+副通則の関係性及びリスクマネジメントは、社内教育又は外部講習を受けていること。 (3) 申請書類及び各種資料から製品仕様(機能など)及び使用方法(併用機器を含む)が読み取れること。 (4) 最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 (5) 各業務区分の個別規格を理解できること。 以下、該当する場合； ▶ 安全及び性能の一般要求事項(JIST0601-1、JIST0601-1-2、JIS C1010-1等)及び個別要求事項に関する試験報告書内容の適切性を評価できること。 ▶ 生体に接触する機器の場合は、生体適合性の評価を確認できること。 ▶ 医療機器プログラムに関する関連通知を理解していること。 ▶ 滅菌に関する関連通知を理解していること。 ▶ 麻酔・呼吸用機器の場合、呼吸回路が理解できること。 ▶ プラズマガス滅菌器の場合、安全対策通知(薬食安発0331第7号、薬食機発0331第2号)を理解できること。	(1) 当該区分に直接関連した分野の開発、試験、評価、製造、品質保証、法規制関連業務等において少なくとも2年間の実務経験があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。 (2) JIST0993-1、滅菌バリデーション基準及びリスクマネジメントは、社内教育又は外部講習を受けていること。 (3) 申請書類及び各種資料から製品仕様(機能など)及び使用方法(併用機器を含む)が読み取れること。 (4) 最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 (5) 各業務区分の個別規格を理解できること。 以下該当する場合； ▶ 安全及び性能の一般要求事項(JIST0993-1等)及び個別要求事項に関する試験報告書内容の適切性を評価できること。 ▶ 生体に接触する機器の場合は、生体適合性の評価を確認できること。 ▶ 医療機器プログラムの場合は関連通知を理解していること。 ▶ 滅菌済み製品の場合は滅菌バリデーション基準、EO滅菌残留物の評価、滅菌パラメータ宣言書等を理解していること。 ▶ 麻酔・呼吸用機器の場合は接続部位の機構が理解できること。 ▶ 歯科用機器のガイドライン品の場合は既存品との同等性評価を確認できること。 ▶ 再使用可能機器の場合は耐久性、再滅菌条件等について理解できること。 ▶ 単回使用機器の場合は原材料規格が十分な記載か理解できること。
家庭用マッサージ器、 家庭用電気治療器及び その関連機器	(1) 電気系の学識及び3年間のフルタイムでの実務経験があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。 (2) JISC9335-1、JIST0993-1、個別規格の関係性及びリスクマネジメントは、社内教育又は外部講習を受けていること。 (3) 申請書類及び各種資料から製品仕様(機能など)及び使用方法(併用機器	

	<p>を含む)が読み取れること。</p> <p>(4) 最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。</p> <p>(5) 各業務区分の個別規格を理解できること。</p> <p>(6) 安全及び性能の一般要求事項(JISC9335-1)及び個別要求事項に関する試験報告書内容の適切性を評価できること。</p> <p>以下、該当する場合；</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 機器プログラムの場合は関連通知を理解していること。 ➢ 生体に接触する機器の場合は生体適合性の規格を理解し、試験成績等を適切に評価できること。 ➢ 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）第 2 項の規定に基づく基準 J55014-1（電磁両立性）を理解していること。 ➢ 家庭用マッサージ器の場合は通知（平成 26 年 7 月 8 日、薬食機発 0708 第 3 号）など。
補聴器	<p>(1) 電気系の学識及び 3 年間のフルタイムでの実務経験があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。</p> <p>(2) 補聴器に使用される材料に対する生体適合性を評価できること。</p> <p>(3) JIST0601-1, JISC5512 及び引用規格(IEC60118-13)を理解していること。</p> <p>(4) 補聴器の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。</p> <p>(5) 補聴器のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。</p>
<p>◇ 上記特質的要件を習得するために実習を実施し、該当する製品区分の基準適合性評価実習において有資格者とほぼ同一の照会事項をあげることができること。</p> <p>◇ L1 Audit を実施し、合格していること。</p>	

●体外診断用医薬品

区分	特質的要件
体外診断用医薬品	<p>(1) 臨床検査及び臨床病理に関する学識及び 3 年間のフルタイムでの実務経験があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。</p> <p>(2) リスクマネジメントの教育又は外部講習を受けていること。</p> <p>(3) 当該区分に使用される材料を理解していること。</p> <p>(4) 当該区分関連の認証基準を理解していること。</p> <p>(5) 当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。</p> <p>(6) 当該区分の製品の機能と性能を評価できること。</p> <p>(7) 当該区分の製品の品質管理方法（感度試験、正確性試験、同時再現性試験等）について理解していること。</p> <p>(8) 当該区分の製品の保管期間及び有効期間欄の設定について理解していること。</p>
<p>◇ 上記特質的要件を習得するために実習を実施し、該当する製品区分の基準適合性評価実習において有資格者とほぼ同一の照会事項をあげることができること。</p> <p>◇ L1 Audit を実施し、合格していること。</p>	

●指定高度管理医療機器

指定高度管理医療機器については、下記の基本的要件及び特質的要件を満たすこと。

1. 基本的要件

厚生労働省に登録された指定管理医療機器の基準適合性評価審査員であること。

2. 特質的要件

業務範囲の記載区分	特質的要件
<p>1. インスリンペン型注入器</p>	<p>(1) 「再使用可能機器」の業務区分で登録されていること。 (2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。 (3) 下記の理解が得られていること。 ・当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 ・当該区分関連の規格を理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用法、併用機器を適切に理解していること。 ・主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 ・当該区分特有の限定条件（単位／容量、併用する医薬品・注射針の特定など）を理解していること。</p>
<p>2. ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ及びヘパリン使用単回使用人工心肺用除泡器</p>	<p>(1) 「再使用可能機器」又は「単回使用」の業務区分で登録されていること。 (2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。 (3) 下記の理解が得られていること。 ・当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 ・当該区分関連の規格を理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用法、併用機器を適切に理解していること。 ・主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 ・ヘパリンについて既承認品との同一性の判断方法、確認方法を理解していること。 ・生物由来原料の審査上の取扱いについて理解していること。</p>
<p>3. 経腸栄養用輸液ポンプ、汎用輸液ポンプ、注射筒輸液ポンプ及び患者管理無痛法用輸液ポンプ</p>	<p>(1) 「医用電気機器」の業務分野で登録されていること。 (2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。 (3) 下記の理解が得られていること。 ・当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 ・当該区分関連の規格を理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知、自主点検通知等を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用法、併用機器を適切に理解していること。 ・主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 ・適用範囲外の事例（自己投薬医療機器、特殊用途に用いるもの、特殊環境下で使用可能なもの、自動的に投与速度を調整する機能、薬剤投与ライブラリのような特殊機能など）を理解していること。 ・基本要件基準に適合するために引用された規格が、性能、構成医療</p>

	<p>機器に応じて適切に設定されているかが判断できること。 (例えば JIS T 0601-2-24 以外の規格が引用されていた場合、その引用された規格の妥当性が判断できること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各品目について、審査時に留意すべき事項(例 汎用輸液ポンプでの流速範囲等)を理解していること。
<p>4. 再使用可能な手動式肺人工蘇生器及び単回使用手動式肺人工蘇生器</p>	<p>(1) 『麻酔・呼吸用機器』及び『「再使用可能機器」又は「単回使用機器」』の業務区分で登録されていること。但し、一般的名称：単回使用手動式肺人工蘇生器の場合は「単回使用機器」の業務区分の登録は必須とする。</p> <p>(2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。</p> <p>(3) 下記の理解が得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 当該区分関連の規格を理解していること。 当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 当該区分の使用方法、併用機器を適切に理解していること。 主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 構成品(附属品を含む)の範囲を理解し、認証範囲の適用内であることが判断できること。 適用範囲外の事例(医薬品投与等のためのポート装備、ジャクソリリース回路など)を理解していること。 引用可能な規格を基に接続部位の機構を理解していること。 再使用可能な機器の場合は、使用時における滅菌方法及び再滅菌条件について理解できること。
<p>5. 物質併用電気手術器及び物質併用処置用能動器具</p>	<p>(1) 「医用電気機器」の業務分野で登録されていること。</p> <p>(2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。</p> <p>(3) 下記の理解が得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 当該区分関連の規格、及び一般的電気手術器(電気メス)を理解していること。 当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知、を理解していること。 当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 当該区分の使用方法、併用機器を適切に理解していること。 主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 当該区分の範囲を理解し、認証範囲の適用内であることが判断できること。特に、アルゴンガス以外の物質を併用する電気手術器は対象外であること、接続して使用する医療機器が当該区分の範囲から逸脱するものではないこと、また、プローブの形状が既存品と異なるものでないことを確認できる能力を有すること。
<p>6. 麻酔深度モニタ、解析機能付きセントラルモニタ、不整脈モニタリングシステム、重要パラメータ付き多項目モニタ、無呼吸モニタ、無呼吸アラーム、不整脈解析機能付</p>	<p>(1) 「医用電気機器」の業務分野で登録されていること。</p> <p>(2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。</p> <p>(3) 下記の理解が得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区分の主要評価項目(①アラーム機能、②生体情報計測機能、③無線通信機能、④重要パラメータ解析機能)について同等性評価

<p>心電モジュール、心電・呼吸モジュール、神経探知モジュール及び頭蓋内圧モジュール</p>	<p>の考え方及び方法を理解し、評価ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該区分関連の規格を適切に理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用法、併用機器を適切に理解していること。 ・当該区分の範囲を理解し、認証範囲の適用内であることが判断できること。 <p>特に、無線通信機能については、医療用テレメータに従った評価をすること。また、それ以外の無線通信については電波法を遵守していることを評価すること。また、主要評価項目（重要パラメータ解析機能等）や主要評価項目以外の評価項目（MRI適合性を標榜する製品等）の審査のポイントを理解していること。</p>
<p>7. 未滅菌絹製縫合糸、滅菌済み絹製縫合糸、ポリエステル縫合糸、ポリエチレン縫合糸、ポリプロピレン縫合糸、ポリブテスチル縫合糸、ポリテトラフルオロエチレン縫合糸、プラスチック製縫合糸、ポリアミド縫合糸、ポリビニリデンフルオライド縫合糸、ポリウレタン縫合糸、ビニリデンフルオライド・ヘキサフルオロプロピレン共重合体縫合糸、ステンレス製縫合糸及びチタン製縫合糸</p>	<p>(1) 「単回使用機器」の業務区分で登録されていること。</p> <p>(2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。</p> <p>(3) 下記の理解が得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 ・当該区分関連の規格を理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用法、併用機器を適切に理解していること。 ・主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 ・形状（単繊維／複繊維など）、原材料、用途などを元に認証基準の適用対象の適否が判断できること。 ・滅菌品にあつては滅菌に関連する記載要領、規格・基準を理解していること。 ・針付きにあつては針に適用する規格・基準（強度、形状・寸法、原材料）を理解していること。 ・色素、滑剤について原材料の特定、安全性の評価を理解していること。
<p>8. 持続的気道陽圧ユニット及び持続的自動気道陽圧ユニット</p>	<p>(1) 「麻酔・呼吸器用機器」の業務区分で登録されていること。</p> <p>(2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。</p> <p>(3) 下記の理解が得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該区分に使用される材料に対する生体適合性の評価ができること。 ・当該区分関連の規格を理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知等を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用法、併用機器を適切に理解していること。 ・主要評価項目の同等性評価の考え方及び方法を理解していること。 ・適用対象(患者)、性能、呼吸モード、使用法、主機能以外(例：診断機能、アラーム機能)等を基に認証基準の適用対象の適否が判断できること。 ・主要評価項目が性能、構成医療機器に応じて適切に設定されているかが判断できること。

<p>9. 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット</p>	<p>(1) 「医用電気機器」の業務分野で登録されていること。 (2) PMDA 認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。 (3) 下記の理解が得られていること。 ・当該区分の認証範囲(外科手術の対象範囲、トラッキングシステム的方式、MRI 検査への対応、通信機能等)を理解し、適用内であることが判断できること。特に、術者を誘導する機能（治療計画機能等）が搭載されていないことを判断できること。 ・当該区分の主要評価項目（1 距離計測の測定精度 2 角度計測の測定精度）について同等性評価の考え方及び方法を理解し、評価ができること。 ・当該区分関連の規格を適切に理解していること。 ・当該区分の最新の法規制、行政通知、安全対策通知を理解していること。 ・当該区分のリスク分析の手法とリスクマネジメントの方法を把握していること。 ・当該区分の機能と性能を評価する能力を有すること。 ・当該区分の使用方法、併用機器を適切に理解していること。</p>
<p>◇ 上記特質的要件を習得するために実習を実施し、該当する製品区分の基準適合性評価実習において有資格者とほぼ同一の照会事項をあげることができること。 ◇ L1 Audit を実施し、合格していること。 ◇ 社内試験合格ラインとは試験の満点を 100 点として換算し、80 点以上とする(端数は四捨五入)。社内試験合格ラインに達しない場合は補習及び再試験を行い、当該要件を満たすことを確認する。</p>	

2. QMS 適合性調査

●QMS 適合性調査審査員

区分	基本要件
<p>主任審査員</p>	<p>(1) 下記の①もしくは②を満たしていること。 ① SGS により ISO13485 の主任審査員(Lead Auditor)として資格認定されていること、及び、下記「審査員」資格を有していること。 ② 他認証機関（医薬品医療機器等法下での登録認証機関を含む）において QMS（ISO9001, ISO13485 或いは厚生労働省令第 169 号等）の主任審査員として登録されていたもの。 (2) 実地調査での L1 Audit に合格し、医療機器認証マネージャーより資格認定され、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録されていること。</p>
<p>審査員</p>	<p>(1) 下記の①もしくは②を満たしていること。 ① SGS により ISO13485 の審査員(Auditor)として資格認定されていること、及び、医薬品医療機器等法及び関連する法令の知識、QMS 調査の原則、実務及び技術に関する知識のための QMS 教育訓練プログラム（F-MGM-11）を修了していること。 ② 他認証機関（医薬品医療機器等法下での登録認証機関を含む）において QMS（ISO9001, ISO13485 及び厚生労働省令第 169 号等）の審査員として登録されていたもの。 (2) 実地調査での L1 Audit に合格し、医療機器認証マネージャーより資格認定され、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録されていること。</p>
<p>審査員 (書面調査のみ)</p>	<p>(1) 下記の「①及び②」もしくは「①及び③」を満たしていること。 ① 医薬品医療機器等法及び関連する法令の知識、QMS 省令（ISO 13485 含む）、QMS 調査の原則、実務及び技術に関する知識のための QMS 教育訓練プログラム（F-MGM-11）を修了していること。 ② ISO 13485 内部監査員研修コース又は同等の研修を受講し、修了証書を得ていること。 ③ 他認証機関（医薬品医療機器等法下での登録認証機関を含む）において QMS（ISO9001, ISO13485 及び厚生労働省令第 169 号等）の審査員</p>

	<p>として登録されていたもの。</p> <p>(2) 書面調査でのL1 Auditに合格し、医療機器認証マネージャーより資格認定され、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録されていること。</p>
--	--

SGS が資格認定する ISO9001:2015 の審査員認定については、SGS ワーキングインストラクション WI-31CT 審査員教育訓練を参照すること。

また、SGS が資格認定する ISO13485:2016 の審査員認定については、GPP98 ISO 13485 Procedure 或いは GPMD7001 MD Auditor Assessor Training Manual を参照すること。

●滅菌工程、生物由来工程の QMS 適合性調査

滅菌又は生物由来工程については、下記の基本的要件及び特質的要件を満たすこと。

1. 基本的要件

- ・ 厚生労働省に登録された QMS 適合性調査審査員であること。

2. 特質的要件

区分	特質的要件
医療機器に対する 滅菌工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ SGS から該当する滅菌工程において資格認定されていること。又は滅菌医療機器のプロセス及び我が国の滅菌バリデーション基準又は同等の ISO 規格に関する研修を修了していること。 ・ 衛生学、微生物学及び滅菌に関する学識があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。 ・ 対象となる滅菌プロセスの滅菌バリデーション基準を理解していること。 ・ 作業環境・インフラストラクチャ管理を含み滅菌医療機器の製品実現プロセスにおける製造及び品質管理を理解していること。 ・ 評価対象となる滅菌に直接関連する分野において2年以上の職歴があること又は2回以上の審査経験があること。
生物由来工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ PMDA 第1回認証基準トレーニング又は社内教育の受講し、試験合格ラインに達していること。又は SGS より人・動物由来製品の QMS 分野において資格認定されていること。 ・ 細菌学、微生物学に関する学識があること。または、それと同等の力量があるとして有資格者から推薦を受けていること。 ・ 法令及び規格に述べられている一般要求事項に関する知識。 ・ 理解していること。

なお、滅菌及び生物由来工程に対する要求事項は、上記に記載するものに限定されるものではないこと。当該工程を担当する QMS 適合性調査審査員の資格認定は、ここに記載する資格要件を参照し、総合的に判断されるものであり、すべての要求事項に該当しなければならないものではない。

5.3.4 既審査員の資格要件

平成 26 年 11 月 24 日時点で厚生労働省に登録済の審査員については、医薬品医療機器等法に基づく審査員再登録につき下記のとおり資格要件を規定する。

1. 基本的要件

- ・平成26年11月24日時点で厚生労働省に登録済の審査員（基準適合性評価及び/又はQMS適合性調査）であること。

2. 特質的要件

- ・指定管理医療機器の基準適合性評価においては、過去1年間にて実施した基準適合性評価が3件以上、又はテクニカルレビューが5件以上実施しており、適切であること。
- ・指定高度管理医療機器の基準適合性評価においては、インスリンペン型注入器基準は再使用医療機器、ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ等基準の基準適合性評価は再使用可能機器又は単回使用機器の業務区分で厚生労働省に登録された審査員であること。またPMDA認証基準トレーニング又は社内教育を受講し、社内試験合格ラインに達していること。
- ・QMS適合性調査においては、過去1年間にて実施したQMS調査が3件以上あること。又は社内教育訓練を受講し合格ラインであること。
- ・滅菌工程のQMS適合性調査においては、評価対象(EOG, ガンマ、電子線、湿熱等)となる滅菌工程の審査経験が2回以上あること。又はSGSから滅菌審査員として資格認定されていること。
- ・生物由来工程のQMS適合性調査においては、QMS適合性調査主任審査員として厚生労働省に登録された審査員であること。またPMDA認証基準トレーニング又は社内教育を受講しPMDA認証基準トレーニングの筆記試験で合格ラインに達していること、又は、SGSより人・動物由来製品のQMS分野において資格認定されていること。

5.4 審査員の資格認定及び登録方法

医療機器認証マネージャーは実習及びL1 Auditを計画する。実習及びL1 Auditの概要は5.4.1及び5.4.2のとおり。

有資格者からL1 Auditで推薦された実習生は力量表明表を作成し、それに基づき医療機器認証マネージャーは資格認定し、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録する。

既審査員の登録については、既審査員は5.3.4 資格要件に基づく力量表明表を作成し、それに基づき医療機器認証マネージャーが資格認定する。

資格認定時には力量評価を実施し、力量表明表及び審査員資格認定記録は記録として保存する

こと。

審査員の厚生労働省への登録は、平成31年4月1日付け薬生機審発0401第1号「登録認証機関の登録申請等の取扱いについて」に従うこと。

初回のL1 Audit、力量維持のための3年に1度のL1 Auditにおいて推薦がもらえなかった場合、再教育し

再度L1 Auditを3回まで受けることができる。最終的に推薦できなかった場合は、当該区分における登録を外す。

5.4.1 基準適合性評価

医療機器認証マネージャーは、人的資源の背景や要員の専門性から業務区分を特定し、実習生に当該区分の認証基準適合性評価実習を行わせる。実習は原則3回実施するが、監督審査員及び医療機器認証マネージャーの判断により、また実習生の経験や力量等に応じ回数は増減する。

L1 Audit の概要

1. 新規申請品目又は既認証品目の同一認証申請書を評価者（有資格者）及び実習生がレビューする。
2. 実習生はその評価結果を評価者に報告する。
3. 評価者は、実習生が出した照会事項が評価者の照会事項と同等であることを確認する。
4. 評価者は、L1 Audit Reportに基づき評価する。

L1 Audit の合否判断基準

1. 照会事項を同等と判断する基準
 - A.主要項目
 - ・ 認証基準の適合性で確認できない事項がある場合は、照会事項が発行されているか。
 - ・ 告示112号のただし書きに該当しないことが確認できない場合は、照会事項が発行されているか。
 - B.基本項目
 - ・ 認証申請に係わる通知等の要求に基づいて照会事項が発行されているか。
2. 照会数は原則評価者と80%以上であること。
3. CI（要改善）が5個以上の場合は推薦しない。推薦されなかった場合は、再教育を行い、再度実習を積んでL1 Auditを実施する。

実習やL1 Auditを実施する区分の申請がなければ、既認証品目を使ってL1 Auditを実施する

ことでも良い。

5.4.2 QMS 適合性調査

医療機器認証マネージャーは、人的資源の背景や要員の専門性から業務区分を特定し、実習生に QMS 調査実習を行わせる。必要に応じて、SGS・外部機関が提供する審査員研修及び SGS が実施する所定の社内教育訓練を受講しなければならない。

●審査員／主任審査員（審査員（書面調査のみ）を除く）

実習

審査員；チームメンバー実習として、QMS 実地調査或いは単独実地サーベイランス審査を経験し、監督審査員からの推薦（見極め）後、QMS 実地調査にて L1 Audit を受けることができる。なお、ISO13485 の主任審査員資格を有する場合は、主任審査員の実習を兼ねることができる。

主任審査員；チームリーダー実習として、QMS 実地調査或いは単独実地サーベイランス審査を経験し、監督審査員からの推薦（見極め）後、QMS 実地調査にて L1 Audit を受けることができる。

L1 Audit の概要

1. 実習生は、QMS 実施調査に参加し、組織の品質マネジメントシステムをレビューする。
2. 実習生が発行した指摘事項及び/又は推奨事項が適切であることを確認する。
3. 評価者は、L1 Audit の合否判定基準に基づき評価する。その評価を結論付けた判断根拠は、L1 Audit Report に記録すること。

L1 Audit の合否判断基準

1. 指摘事項及び/又は推奨事項が適切と判断する基準
 - ・ 法令・規制・組織の手順に基づいた指摘事項及び/又は推奨事項が発行されているか。
 - ・ 製品及び製造プロセスのリスクに応じた指摘が発行されているか。
 - ・ 検出すべき指摘事項及び/又は推奨事項が発行されているか。
2. CI（要改善）が 5 個以上の場合には推薦しない。推薦されなかった場合は、再教育を行い、再度実習を積んで L1 Audit を実施する。

資格認定及び登録

- 5.4 審査員の資格認定及び登録方法参照。

審査員／主任審査員（審査員（書面調査のみ）を除く）の活動範囲

審査員；L1 Audit に合格し、医療機器認証マネージャーより資格認定され、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録された者は、5.3.3 認証業務の区分ごとの要件、2. QMS 適合性調査に定める審査員として、すべての QMS 調査及びサーベイランス審査を実施できる。但し、QMS 実地調査の役割は、審査チームメンバーに限定する。

主任審査員；L1 Audit に合格し、医療機器認証マネージャーより資格認定され、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録された者は、5.3.3 認証業務の区分ごとの要件、2. QMS 適合性調査に定める主任審査員として、すべての QMS 調査及びサーベイランス審査を実施できる。

●審査員（書面調査のみ）

実習

原則 3 回実施するが、監督審査員及び医療機器認証マネージャーの判断により、また実習生の経験や力量等に応じ回数は増減する。監督審査員からの推薦（見極め）後、QMS 書面調査にて L1 Audit を受けることができる。

L1 Audit の概要

1. 実習生は、QMS 書面調査に参加し、組織の品質マネジメントシステムをレビューする。
2. 実習生が発行した指摘事項及び/又は推奨事項が評価者の提起する指摘事項及び/又は推奨事項と同等であることを確認する。
3. 評価者は、L1 Audit の合否判定基準に基づき評価する。その評価を結論付けた判断根拠は、L1 Audit Report に記録すること。

L1 Audit の合否判断基準

1. 指摘事項及び/又は推奨事項を同等と判断する基準
 - ・ 法令・規制・組織の手順に基づいた指摘事項及び/又は推奨事項が発行されているか。
 - ・ 製品及び製造プロセスのリスクに応じた指摘が発行されているか。
2. 実習生が発行する指摘事項及び/又は推奨事項は、原則評価者の指摘事項と 80%以上であること。
3. CI（要改善）が 5 個以上の場合には推薦しない。推薦されなかった場合は、再教育を行い、再度実習を積んで L1 Audit を実施する。

資格認定及び登録

- 5.4 審査員の資格認定及び登録方法参照。

審査員（書面調査のみ）の活動範囲

L1 Audit に合格し、医療機器認証マネージャーより資格認定され、厚生労働省及び認証審査員登録簿に登録された者は、5.3.3 認証業務の区分ごとの要件、2. QMS 適合性調査に定める審査員（書面調査のみ）として QMS 書面調査を実施できる。

5.5 資格要件が妥当であるとされる根拠

認証業務の対象となる区分により、医療機器認証マネージャーもしくは医療機器認証チーム要員は、認証審査員に必要な知識、経験、または他に必要とされる力量レベルを確定するために、IAF、行政、他の専門／管理団体などにより提供されるガイダンス文書等を参照し設定する。

この作業には、特定の製品実現の課題、技術的側面及び/又はリスク分類を含み、その結果、特定された資格要件基準は、包括的な同意と妥当性を確実なものとするため、医療機器認証チーム及び SGS によって検討及びレビューされる。

6. 審査員の選任及び解任に関する事項

6.1 審査員の選任及び解任の手順の概要、判断基準

医療機器認証マネージャーは、審査員の資格要件に基づいて認証業務を実施する審査員及び認証委員会の委員を選任することができる。また、審査員及び認証委員会の委員を解任することができる。

審査員を選任するときは、下記に挙げる事項を明確化しなければならない。

- ・ 選任しようとする者の氏名（専任や兼任等の情報を含む）及び担当する業務
- ・ 資格要件への適合を示す資料等
- ・ 選任しようとする年月日
- ・ その他、審査員を選任するために必要と判断された情報等

医療機器認証マネージャーは、下記の理由により審査員及び認証委員会の委員を解任することができる。

- ・ 認証業務を実行する能力が不十分である
- ・ 組織からの苦情が多く、審査員に改善の余地が認められない
- ・ 守秘義務、倫理、及び実務に関する手順を遵守しない
- ・ その他、解任する正当な理由があると医療機器認証マネージャーが判断するとき

審査員を解任するときは、下記に挙げる事項を明確化しなければならない。

- ・ 解任しようとする者の氏名（専任や兼任等の情報を含む）及び担当する業務
- ・ 解任しようとする年月日

- ・ 解任の理由
- ・ その他、審査員を解任するために必要と判断された情報等

6.2 審査員の人数の決定及び変更方法

医療機器認証マネージャー及びプロダクトマネージャーは、下記の判断基準をもとに認証業務プロセスをレビューし、審査員（専任と兼任を含む）の人数及び変更について上級経営管理者へ報告する。上級経営管理者は、事業年度計画に基づき審査員（専任と兼任を含む）の人数及び変更を決定する。

人的資源策定の判断材料となる指針は以下のとおりであるが、これらに限定しない。

- ・ 目標達成状況
- ・ 審査員の稼動状況
- ・ 認証業務の各区分における申請状況
- ・ その他、認証業務を継続的に実施していくために影響を与える要因等

審査業務を適切に行うための事業計画は、年1回行われるマネジメントレビュー等を通して立案されるが、認証業務に影響を与える外的要因の変化に応じて、必要であると判断される場合は、医療機器認証マネージャー、医療機器プロダクトマネージャー及び上級経営管理者は、適宜見直しをしなければならない。

7. 審査員の能力の維持管理の方法

審査員の能力の維持管理の方法として、認証業務において審査員に必要な資質や能力を確認し、力量を管理しなければならない。

審査員の初回の力量評価、並びに力量及びパフォーマンスの継続的な監視のための3年ごとの定期評価は、L1 Audit を通して実施される。年1回の目標設定時に各審査員が保持している力量の継続有効期間を確認し、必要に応じて力量評価のL1 Audit を医療機器認証マネージャーと計画する。各審査員の資格認定範囲については、認証審査員資格を参照し、資格の有効期限については力量継続評価シートを参照する。

参照手順書：ワーキングインストラクション WI-04 要員管理

基準適合性評価審査員の力量評価

初回の力量評価は、有資格者が実施するが、定期評価は、同じ分野での有資格者同士のミラーレビューにより実施する。

QMS 適合性調査審査員の力量評価

初回及び3年ごとの定期評価は、SGS が実施する3年ごとのL1 Audit 及び Competence

Review Record を用いて実施する。

L1 Audit Report 及び Competence Review Record は記録として保存すること。

審査員は、資格認定された分野であっても科学技術の進歩に伴う法改正等により要求事項が変更されるため、これらのニーズに対応できるように、審査員は最新の情報収集と共に自己研鑽による力量の拡大が求められる。そのため審査員は、自身の CPD（教育訓練記録：専門知識の継続的な自己研鑽）記録を管理する責任を有する。

能力の維持管理が行えず、業務の範囲を満たす審査員の確保が困難な場合には、医療機器認証マネージャー及び医療機器プロダクトマネージャーは、上級経営管理者に報告し、業務範囲の一部休廃止を手配する。

8. 不服申し立て及び苦情処理の実施方法

不服申し立て

組織は SGS によってなされたいかなる決定についても不服申立を行う権利を有する。組織は決定にかかわる通知を受領後 7 日以内に、不服申立の意思を書面により SGS に通知し、SGS により受領されなければならない。不服申立書式は組織に送られ、記入の上、その受領後 14 日以内に不服申立の手続きを検討するため関連する事実及びデータによる裏づけを付して、SGS に返送されなければならない。すべての不服申立は SGS に送られ、不服申立小委員会に提出される。

SGS は、不服申立小委員会が検討するために必要な客観的証拠を提出しなければならない。なお、SGS のいかなる決定も、不服申立に対する結論が出るまで有効である。

不服申立小委員会の決定は最終的なものであり、組織ならびに SGS の双方に対し法的拘束力を有する。一旦この不服申し立てに対する決定が下された場合には、紛争のいずれの当事者もこの決定の修正または変更を行うこととなる反論を出すことはできない。不服申し立てが認められた場合でも、生じた費用又はその他の損失の払い戻しを SGS に対し請求する事は出来ない。

苦情処理

SGS に対して苦情を申し立てるに相当する理由がある場合、サービス提供終了日を起算として 10 営業日以内に書面により SGS 医療機器認証マネージャー宛にその苦情を申し立てなければならない。

医療機器認証マネージャーは、登録された苦情の内容を確認し、原因の特定、処置の可否を決

定する。

医療機器認証マネージャーに対する苦情の場合は、その苦情の書面は認証・ビジネスソリューションサービス部長宛としなければならない。

**参照手順書：ワーキングインストラクション WI-10 苦情及び不適合の是正処置/予防処置
SGS ジャパン(株) 認証・ビジネスソリューションサービス(基準適合性認証業務)「実施規程」**

9. 基準適合性認証に関する記録の保管及び管理の実施方法

SGS は、認証業務に関連するすべての記録を適切に作成し、取扱い、保存する責任を有している。すべての記録は機密と見なされ、記録の閲覧は、品目認証登録の判定及び継続を目的とする場合、若しくは行政機関の立入検査等に限定して、医療機器認証マネージャーが承認する。

記録の管理方法は、認証業務に関するすべての記録類は組織ごとの個別業務ファイルに保管し、管理する。SGS で品目認証登録証(認証書)を発行し、それが継続中であるかぎり記録は保存されるが、登録証が無効になってからは当該品目の有効期限プラス1年間保存される。

参照手順書：ワーキングインストラクション WI-12 記録

10. 認証業務の範囲

1. 指定高度管理医療機器

- (1) インスリンペン型注入器
- (2) ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ 及び ヘパリン使用単回使用人工心肺用除泡器
- (3) 経腸栄養用輸液ポンプ、汎用輸液ポンプ、注射筒輸液ポンプ及び患者管理無痛法用輸液ポンプ
- (4) 再使用可能な手動式肺人工蘇生器及び単回使用手動式肺人工蘇生器
- (5) 物質併用電気手術器及び物質併用処置用能動器具
- (6) 麻酔深度モニタ、解析機能付きセントラルモニタ、不整脈モニタリングシステム、重要パラメータ付き多項目モニタ、無呼吸モニタ、無呼吸アラーム、不整脈解析機能付心電モジュール、心電・呼吸モジュール、神経探知モジュール及び頭蓋内圧モジュール
- (7) 未滅菌絹製縫合糸、滅菌済み絹製縫合糸、ポリエステル縫合糸、ポリエチレン縫合糸、ポリプロピレン縫合糸、ポリブテステル縫合糸、ポリテトラフルオロエチレン縫合糸、プラスチック製縫合糸、ポリアミド縫合糸、ポリビニリデンフルオライド縫合糸、ポリウレタン縫合糸、ビニリデンフルオライド・ヘキサフルオロプロピレン共重合体縫合糸、ステンレス製縫合糸及びチタン製縫合糸
- (8) 持続的気道陽圧ユニット及び持続的自動気道陽圧ユニット
- (9) 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット

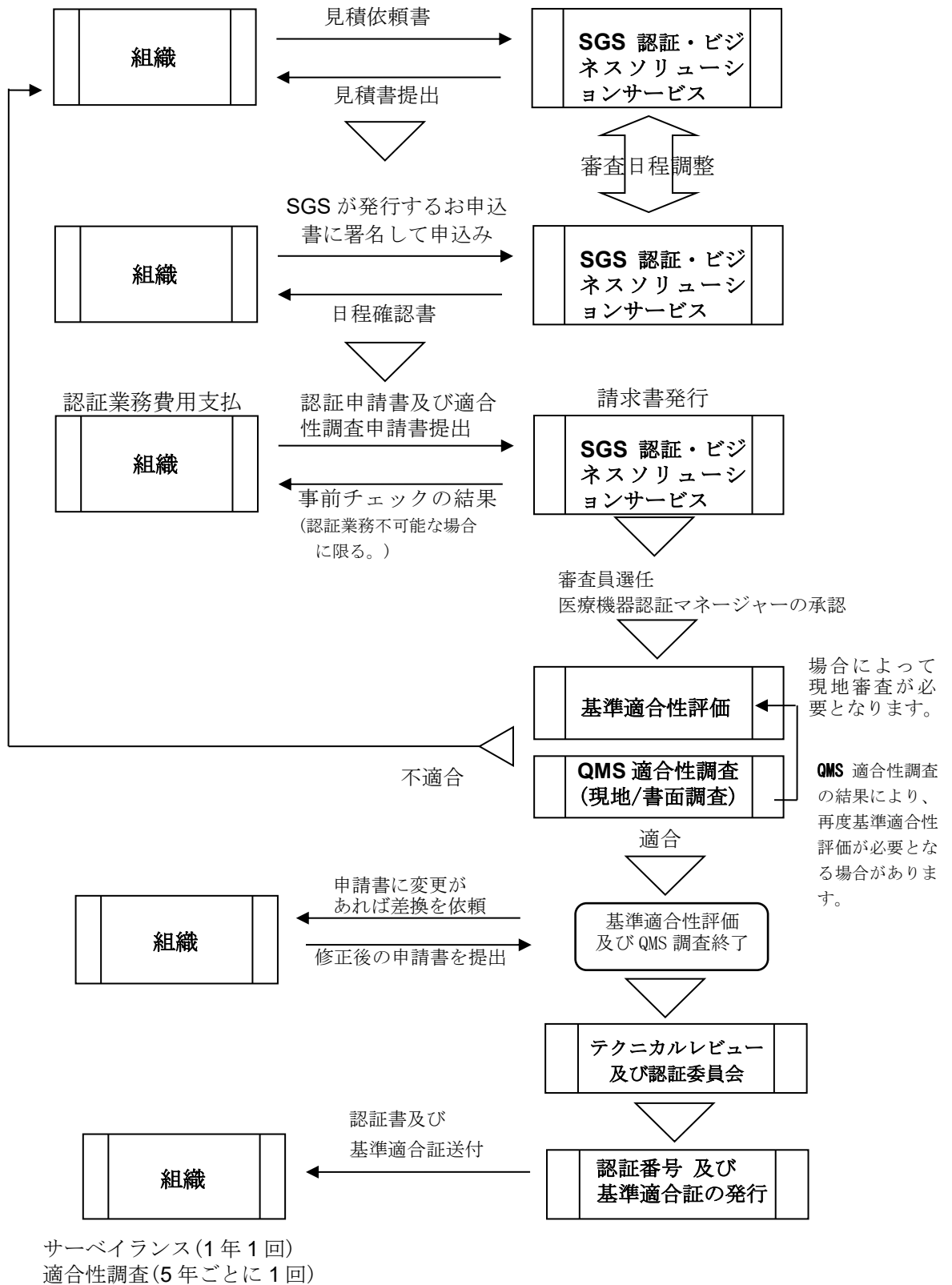
2. 指定管理医療機器

- (1) 麻酔・呼吸用機器(JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (2) 麻酔・呼吸用機器(JIS T0601-1 の適用となるものを除く)
- (3) 歯科用機器 (JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (4) 歯科用機器 (JIS T0601-1 の適用となるものを除く)
- (5) 医用電気機器
- (6) 施設用機器 (JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (7) 施設用機器 (JIS T0601-1 の適用となるものを除く)
- (8) 眼科及び視覚用機器(JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (9) 眼科及び視覚用機器(JIS T0601-1 の適用となるものを除く)
- (10) 再使用可能機器(JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (11) 再使用可能機器(JIS T0601-1 の適用となるものを除く)
- (12) 単回使用機器(JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (13) 単回使用機器(JIS T0601-1 の適用となるものを除く)
- (14) 家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
- (15) 補聴器
- (16) 放射線及び画像診断機器(JIS T0601-1 の適用となるものに限る)
- (17) 放射線及び画像診断機器(JIS T0601-1 の適用となるものを除く)

3. 体外診断用医薬品

※ 本記載内容につきましては、あくまでも原則であり組織の認証状況により変更になる可能性があります。

付属書1. 認証申請業務フロー



付属書2. 認証の一部変更、取り消しフロー

